二十一　当該年度の四月一日以降において指定都市の区域が変更したこと等によるその他の教育費の増加があること。	第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りょう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「その他の教育費」と、「道路橋りょう費に」とあるのは「その他の教育費に」と読み替えるものとする。
二十二　森林整備等に要する経費があること。	当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数が零の市町村について、次の算式によつて算定した額とする。 算式 Ａ×3,132円＋Ｂ×137,894円＋Ｃ×105円 算式の符号 Ａ　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 ａ×ｂ 算式の符号 ａ　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号。以下「森林環境税法」という。）第28条第１項に規定する私有林人工林の面積 ｂ　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成31年総務省令第40号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第１条の２の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率 Ｂ　森林環境税法第28条第１項及び森林環境税法施行規則第２条第１項に規定する各市町村において林業に就業する者の数。ただし、森林環境税法施行規則附則第４条第１項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数 Ｃ　森林環境税法第28条第１項及び森林環境税法施行規則第３条に規定する各市町村の人口。ただし、森林環境税法施行規則附則第５条第１項の適用を受ける市町村については、当該規定による人口

二十一　当該年度の四月一日以降において指定都市の区域が変更したこと等によるその他の教育費の増加があること。	第十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りょう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「その他の教育費」と、「道路橋りょう費に」とあるのは「その他の教育費に」と読み替えるものとする。
二十二　森林整備等に要する経費があること。	当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数が零の市町村について、次の算式によつて算定した額とする。 算式 （Ａ×1,212円）×２＋（Ｂ×53,277円）×２＋Ｃ×40円＋Ｄ×40円 算式の符号 Ａ　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 ａ×ｂ 算式の符号 ａ　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号。以下「森林環境税法」という。）第28条第１項に規定する私有林人工林の面積 ｂ　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成31年総務省令第40号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第１条の２の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率 Ｂ　森林環境税法第28条第１項及び森林環境税法施行規則第２条第１項に規定する各市町村において林業に就業する者の数。ただし、森林環境税法施行規則附則第４条第１項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数 Ｃ　森林環境税法第28条第１項及び森林環境税法施行規則第３条に規定する各市町村の人口。ただし、森林環境税法施行規則附則第５条第１項の適用を受ける市町村については、当該規定による人口 Ｄ　当該市町村の国勢調査令によつて調査した令和２年10月１日現在における人口。ただし、双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村にあつては、同令によつて調査した平成22年10月１日現在における人口に、当該市町村の令和２年９月30日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成22年９月30日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率を乗じて得た人口